

令和5年8月22日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

欧州及び米国における小児の原因不明の急性肝炎の発生について
(保健所における調査の終了、研究班への協力依頼)

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省の標記事務連絡に関し、このたび日本医師会より通知がありましたので情報提供いたします。

本事務連絡は、国立感染症研究所からの報告を踏まえ、欧州及び米国における小児の原因不明の急性肝炎について、①暫定症例定義を満たす症例に関する積極的な情報収集は、令和5年8月31日までに医療機関から都道府県等へ報告された分を最後として終了とすること、②日本医療研究開発機構が日本小児科学会と連携して実施する研究事業を通じた症例把握と分析への協力を依頼するものです。同研究事業の概要は下記のとおりです。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

○研究期間は令和5年7月1日～令和6年3月31日であること。

○調査対象の症例定義は「16歳以下」、「入院症例」、「ASTあるいはALT 500U/Lを超える」、「A～E型肝炎が否定される」をすべて満たす原因不明の急性肝炎であること。(明らかに薬剤性肝炎、血液腫瘍性疾患、代謝性疾患、循環器疾患によるもので、「原因不明の急性肝炎」から除外できるものは調査対象に含めない。アデノウイルス、SARS-CoV-2が検出されている急性肝炎は含む。)

○研究参加の具体的な方法は日本小児科学会または小児急性肝炎ネットのHPで示されていること。

・症例定義を満たす患者を診療し、患者から本研究への協力の同意を得た担当医師について、同HPから日本小児科学会の「担当医師登録窓口」に登録すると、本研究に必要な資料などが送付される。

・「臨床情報調査票」に記入後、日本小児科学会事務局に対し、返信用レターパックを用いて郵送又はエクセルファイルをパスワードをつけてメールで送信する。

・送付される「臨床情報調査票送付と臨床検体送付の手順」にしたがって、全血、血清、便、咽頭ぬぐい液、肝組織などを研究班事務局である国立国際医療研究センターに送付する。

* 国事務連絡に関する問い合わせ先：03-3595-2263 (厚生労働省健康局結核感染症課)

【参考】

日本医師会メンバーズルームから別添文書の閲覧が可能です。

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunshyo/data3/kenko2/2023ken2_957.pdf

※閲覧にはユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID(日医刊行物送付番号)の10桁の数字(半角で入力)です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字(半角)

大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)